平成２５年（フ）第３０４号
川崎市川崎区浜町２丁目24番11号
破産者　千葉　正博
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
川崎市川崎区川中島１丁目19番５号　エスポワール21―205
破産者　田邉　　裕
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
富山市三室荒屋70番地
破産者　畔田　　弘
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５７１号
名古屋市西区比良４丁目128番地　新橋荘202号
破産者　やまたか釣餌店、ヤマタカ釣餌、ＨＥＡＲＴ　ＫＥＹこと　髙栁　博宣
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３６号
名古屋市東区泉１丁目10番23号　グランドメゾン泉907号
破産者　蟹江　健史
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９５号
愛知県東海市加木屋町東島田12番地の２　ライオンズマンション加木屋ヒルズ　701
破産者　村瀬　　剛
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０９号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番８―105号
破産者　山東　慶一
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
大阪府泉南市馬場２丁目28番57号、前住所和歌山市福島562番地の３
破産者　山中知永子
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
神戸市西区井吹台東町１丁目11番地の５
破産者　岡本　興一
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３８号
広島市東区中山上２丁目11番１―203号、申立時の住所広島市東区戸坂大上４丁目19番21号
破産者　小早川　弘
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３９号
広島市東区中山上２丁目11番１―203号、申立時の住所広島市東区戸坂大上４丁目19番21号
破産者　小早川政子
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４３号
盛岡市新田町４番25―108号、開始決定時の住所盛岡市南大通２丁目８番11号
破産者　森　　茂記
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１９７号
岩手県花巻市東和町土沢１区25番地１　コーポ山久１―３号室
破産者　川口　直子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第９１号
茨城県ひたちなか市はしかべ２丁目４番12号はしかべ住宅Ｅ号
破産者　栗田　満之
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３０１号
群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原941番地７スカイハイツ207号
破産者　佐藤　眞一
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２００号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平２番２―107号
破産者　村橋めぐみ
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８２号
横浜市緑区霧が丘２丁目２番地12　201
破産者　田中佐代子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９号
静岡県沼津市下香貫汐入2191番地　ベルコート香貫205号
破産者　伊井田和彦
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
大津市二本松10番９号
破産者　矢藤　　眞
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部